

# 東洋史研究

第七十卷 第四號 平成二十四年三月發行

## 「誣姦」の意味するもの

——明清時代の判牘・官箴書の記述から——

五味 知子

はじめに

一 『資治新書』および『資治新書二集』の中の「誣姦」

(一) 李漁の見解

(二) 李漁が分類した「誣姦」案件

二 官箴書から見た「誣姦」

(一) 誣告

(二) 「誣姦」

三 判牘から見た「誣姦」

(一) 判牘に描かれた「誣姦」の特徴

(二) 妻との姦通や妻への強姦未遂の誣告

(三) 判牘と訴訟を起こす人々

おわりに

## はじめに

「無誣不成狀」という言葉が示すように、明清時代の裁判では官に訴えを受理させるために事實を誇張したり虚偽を附加したりする、すなわち誣告することが少なかつた。誣告の内容には殺人から窃盜まで、各種あつたが、本稿で着目するのは、姦通などと稱して訴えた相手の品行に關わる問題を中傷する「誣姦」である。

「誣姦」とは確かな根據もなく、あるいは事實を歪めてなされた姦通などの性的な行動に對する訴え、あるいは中傷のことをいう。文獻中でも誣姦という言葉が現れることがあるが、それは主だつた辭書に收録されていない言葉であり、それほど熟した用語ではない。

先行研究が明らかにするように、明清時代の中國はこれまで思われてきた以上に訴訟が頻發する社會であつた。<sup>(1)</sup>一六世紀後半になると、訴訟方法を指南した訟師祕本が大量に出版され始めた。<sup>(2)</sup>訟師祕本ではみな訴えるべき事實と懸け離れたほど強烈な字句を用いるよう教えていたので、これらを參考にして書かれた實際の告訴狀は「でたらめの嘘偽り」が大半を占めた、という。<sup>(3)</sup>このような訴訟の狀況から見れば、「誣姦」は珍しい行爲ではなかつたであらう。

論語の「必ずや訟なからしめんか」という言葉に象徴される「訴訟なき社會」の理想が清末に至るまで語られ続け、訴訟を減らすのが地方官の手腕として褒め稱えられることがあつたことや女性の貞節を守り顯彰するのが地方官の役割の一つだつたことを思えば、「誣姦」は地方官が厳しく取り締まるべき問題であつた。ところが、誣告した者は原則として反坐（誣告で人を陥れた者がその罪と同等の刑を受けること）になつていたにもかかわらず、現實には輕微な案件に關してはそれが控えられる傾向にあつた。これについて、中村茂夫氏は以下のように述べている。地方官の大幅な裁量による誣告條適用回避の傾向は國家司法の立場からすれば大きな弊害とされ、本來決して容認されるものではなかつたが、<sup>(4)</sup>地方官は往々にして輕微な事件に伴う誣告や比較的單純な捏造の訴に對しては誣告の規定を容易に適用せず、地方官自身が處理で

きる範囲内で事件を収めようとした。<sup>(6)</sup>そして、地方官も訴えが必ず誇張を伴うことをよく承知しており、告示の類にはこのことに觸れたものが少なからず見られたという。<sup>(7)</sup>

では、いったい「誣姦」に對する裁きのバランスは地方官の著した文章の中でどのように表現されていたのだろうか。この問題に取り組む上で参考になる史料は官箴書と判牘である。官箴書は地方官や幕友の地方統治マニュアルとでもいふべき書物であり、裁判のほかの業務（徴税や他の官僚への挨拶の仕方、下役人の操縦法など）についても記されていた。判牘は「過去の中國において、訴訟案件を扱った地方長官が、何らか裁きを與える意味をもつて書き記した文章」<sup>(8)</sup>である。その刊行の目的は二つあり、第一は官僚個人が實際に携わった裁判記録を書物として後世に遺すため、第二は地方官や幕友などの讀者の参考に供するためであつた。<sup>(9)</sup>

本稿はこの二種類の史料をもとに、「誣姦」の特徴について分析する。「誣姦」という性的問題に關わる誣告にはどのような特徴があつたか。特に地方官が「誣姦」を過不足なく處罰したことを示すために、どのような文章表現がなされたかに着目したい。地方官にとっては適度な均衡を取り、甘すぎず厳しすぎず、かつ訴訟をこれ以上起こさせないようにすることが大切だつた。そのため「誣姦」がどう描寫されたのか、判決の理由はいかに記述されたかという問題を通して地方官の裁判のバランス感覚を明らかにしたい。

關係する先行研究は大きく分けて四系統ある。第一は法制史の見地から誣告條項の適用について検討した研究である。<sup>(10)</sup>この中では輕微な案件に誣告律が適用されることは少なかつたことが明らかにされている。第二は訟師についての研究である。この中では訴訟のテクニクについて論じられている。<sup>(11)</sup>第三は、知縣の裁判に對する見解に關わる研究である。<sup>(12)</sup>第四は「誣姦」についての研究である。筆者は前稿において、貞節という規範との關わりから「誣姦」について論じた。<sup>(14)</sup>しかし、その焦點は訴える側の貞節についての考え方にあり、地方官の「誣姦」に對する考え方を明らかにすることはできなかった。本稿は地方官が實際に起きた「誣姦」をどう扱つたかを中心に論じていくことにする。

## 一 『資治新書』および『資治新書二集』の中の「誣姦」

李漁が編纂した『資治新書』および『資治新書二集』には「誣姦」や「誣姦類」といった項目が設けられている。その分類は獨自なものである。しかし、兩書の文章は後世の官箴書にも引用されており、その影響は少なくなかった。例えば、『資治新書』卷一八、判語部、姦情、誣姦類の「逼姦寡媳事」という案件は乾隆年間刊行の『居官寡過錄』卷三、姦情に「誣姦讞語」の表題で収録されている<sup>(15)</sup>。また、李漁が姦通關係の裁判について書いた『資治新書』卷首、論姦情、凡五則の一部は、同治年間刊行の『居官日省錄』卷三、姦情にも引用されている<sup>(16)</sup>。本節では『資治新書』および『資治新書二集』に基づき「誣姦」として分類された案件がどのようなものだったのかを明らかにしていきたい。

### (一) 李漁の見解

『資治新書』と『資治新書二集』は李漁が明末清初の名士の文章を集めて編んだものである<sup>(17)</sup>。判牘のほかに、地方官の心得に關する文章も収録され、官箴書のような部分もある。『資治新書』成立の理由について、王仕雲はその書に題詞を供し「わが友の李子笠翁（李漁）は學問が日に盛んになる一方、政治が日に衰えるのを嘆き、最近の名官僚の官牘を集めてひとつの書物にまとめ、官界の手引きとして『資治新書』と名づけた<sup>(18)</sup>」と述べている。李漁が廣く官僚の判牘や告示等を集めて分類し、評語を加えたのは官僚の參考に供するためだったことがわかる。

李漁自身は地方官を務めたことはないが、卷首において裁判についての彼自身の考え方を示している。そのうち誣告については次のように述べている。

小民があえて誣告するのは、人命事件で告訴しても、官府はどうせ人命事件として裁こうとはせず、それは戸婚田産

や喧嘩による争いの別名に過ぎないと思うからだろう。「裁判に」勝てば人を従わせることができ、うまく行かなくても不利益は自分に降りかかることがないのだから、どうして誣告を憚ることがあろうか。<sup>(19)</sup>

些細な案件を人命事件だとあえて誣告するのは官府もそれが大袈裟な訴え方をしているだけだと知っていて、人命事件として裁こうとしないからだという。このような状況への対処法として李漁が提示するのは、訴えを人命事件とそれ以外とに分け、それぞれ別の様式の訴訟用の書類（狀式）を用意することであつた。そして、人命事件の誣告に對しては嚴格に處罰し、それ以外は必ずしも反坐に問わず、軽いものなら放逐し、重いものなら杖刑にすればいいと述べている。つまり、誣告を一律に反坐にするのではなく、訴え内容の輕重に應じて處罰することを勧めている。<sup>(20)</sup>

姦通關係の裁判についての見解は卷首、論姦情、凡五則に詳しい。それによれば、和姦（男女が合意したうえで姦通すること）は姦通現場で捉えることになっているため、姦通した者は言い逃れようがなく、罪狀が明らかで裁きやすい。それに對し、強姦の眞偽の判斷は最も難しいうえに、強姦と訴え出てくるものの中には、本當の強姦以外に次のような場合があるという。

初めは合意のうえの姦通であつたのだが、事が露見すると恥ずかしさを覚え、それが怒りに變わり、強姦として告訴することがある。また寵を争つて得られなかつたために、愛から嫉妬が生まれ、それが争いへとつながって、強姦だと訴えることがある。もともと夫が妻に春を賣らせていたが、姦通相手の男の財力が盡きて夫の強欲を満たすことができなくなり、姦通相手がおも戀々とするも拒絶する方法がないので、強姦だと訴えることで關係を斷ち切ろうとすることがある。また、復讐をしようとしても、道理が通らず言葉につまるので、必ず裁判に勝てるにもかぎらないと思つて、苦肉の策として妻をかつぎだし強姦として無理やり告訴し、相手に辯解できないようにさせることもあ

る。これらのごまかしは枚舉に暇がないほどだ。<sup>(21)</sup>

以上のように、「強姦」の訴えが和姦や賣春など、何らかの異性關係に端を發していることもあれば、全く關係ないものごとの際に訴訟の口實として使われることもあると指摘されている。これらは一種の「誣姦」といえよう。

では、このように様々な状況で強姦だと嘘の訴えをする者がいる中、地方官はどう對處していただろうか。李漁の觀察した内容の大意は、以下のようである。

「強姦されそうになって」助けを求める聲が外に漏れ隣人の證言があつたとしても、男ともみあつて衣服や帽子を奪つて證據としたとしても隣人はその聲を聞いただけであり、目撃したわけではない。また衣服や帽子のサイズが合つていても、盗んできて證據として使っているだけかもしれない。裁きに當たる者がこれを本當の強姦だと見なして訴えられた者を死刑にすれば、正しい道理は日ましに衰え、偽の訴えが日ましに激しくなる。反對に虚偽として訴え出た側を誣告として罰すれば、善き教えはますます衰え、淫蕩な風潮がますます盛んになつてしまふ。このような真相が明白でない事件に出くわした場合、慈悲深い地方官はたいてい斷じないことでこれを斷することとし、姦通關係については關與せず、争いが起つた他の理由を問題にするか、人の恨みを買つたことを責めたり、餘計なことをする原告を懲らしめたりするだけである。強姦は重罪で、事實であれば死刑にしなければならないので、それよりは他の事情を援引して結末を曖昧にしてしまふにこしたことはない。<sup>(22)</sup>

筆者は以前、道光年間の一地方官の裁判記録を分析して、貞節の問題が云々されるのは重大事件あるいは姦通が明確な時であり、それ以外はできる限りその問題を取り上げないように努めていたことを見出したが、<sup>(23)</sup>李漁も地方官が曖昧な強

姦事件をなるべく強姦として裁かないようにしていると考えていたことが見てとれる。

李漁自身は強姦犯は死罪になることを考慮し、「命を大切にするのは美德だが」と斷りつつもこのように姦通關係の事件を曖昧に裁くことには納得しなかったようだ。<sup>(24)</sup> 彼は強姦に抵抗した女性のために真相を明らかにしなければ強姦に抵抗した女性はまだ法廷で恥をかくだけだということを問題視した。

彼はまた、和姦について法規定そのものが緩すぎると考えた。その主張によれば和姦は萬惡の首であるので杖刑は輕すぎるし、姦通現場で夫が捉えなければならぬとの規定も不合理であるという。<sup>(25)</sup> 彼はこのような認識のもと、着任したら禁令を出す前に、まず姦通沙汰を起こした者を一、二人選んで見せしめとして厳しく懲らしめることを勧めている。こうした李漁の考え方には異論を唱える者もいたようだが、それに對して李漁は姦通沙汰を輕く扱えば人命事件につながるのだから、厳しく處罰することが肝要であると反論している。

これまで見てきたように、李漁は誣告については必ずしも反坐にするのではなく、誣告の輕重や事件の性質を考えうえで處罰するべきだと考えていた。他方、彼が姦通關係の事件に對して取るべきだとする處罰は當時の地方官の大半と比較して厳しいものだったことがわかる。では、李漁にこのような傾向があることを踏まえたうえで、彼が取り上げて分類した事例を見ていくことにしよう。

## (二) 李漁が分類した「誣姦」案件

「誣姦」に關しては『資治新書』卷一一、判語部、姦情の中に誣姦類があるほか、『資治新書二集』の卷一八、判語部、姦情の中にも誣姦の項目がある。誣姦、あるいは誣姦類に分類された案件は兩書を合わせて一二件である。このほか、『資治新書二集』卷一八、判語部、姦情、誣告に分類された四件も姦通關係の誣告の訴えである。この合計一六件を表一にまとめた。

表一 『資治新書』・『資治新書二集』の中の「誣姦」案件

|   | 案件名    | 裁いた人 | 官職、着任年                 | 内 容                                                          | 訴えた行爲          |
|---|--------|------|------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------|
| ① | 姦殺女命事  | 陳子龍  | 崇禎13年（1640）紹興府推官       | 死んだ娘が義理の弟に姦殺されたとの訴え。娘の夫も一緒になっている。                            | 姦殺             |
| ② | 逼姦寡媳事  | 顏堯揆  | 順治16年（1659）邵陽縣知縣       | 息子がもめている相手を陥れるために、母親が強姦で訴え。                                  | 強姦             |
| ③ | 強姦減倫事  | 顏堯揆  | 順治16年（1659）邵陽縣知縣       | いとこを（妻に對する）強姦で訴えた。                                           | 強姦             |
| ④ | 勢奪大冤事  | 顏堯揆  | 順治16年（1659）邵陽縣知縣       | 同姓なのに夫婦ともに奴婢扱いされるので怒って妻と姦宿したと訴え、妻も夫が誣告罪に問われるのを恐れて同調。         | 姦宿             |
| ⑤ | 汚嘆黑冤事  | 張安茂  | 順治9年（1652）浙江學政         | 私塾の教師を換えたことがきっかけで、舊教師が人通りの多い場所に新教師と元雇い主の娘（？）を侮辱するような張り紙をした。  | 張り紙            |
| ⑥ | 通姦事    | 竹綠漪  | （崇禎5 [1632]、李清、寧波府推官か） | 米を借りられずに尼僧にうらみを抱いた隣人（年老いた女性）が僧侶と尼僧の姦通を訴えた。                   | 姦通             |
| ⑦ | 救斬淫豪事  | 翁應兆  | 順治17年（1660）揚州府同知       | 子どもが主人のところから米を盗んで歸り、主人が母親に文句を言ったので、小作頭が父親を咬して強姦で訴えさせた。       | 強姦             |
| ⑧ | 急救女命事  | 張一魁  | 順治10年（1653）淳安縣知縣       | 夫は妾を寵愛し過ぎたので、人々が夫を説得して妾を去らせた。その恨みで夫が妻を虐待したため、妻の父が「指姦毒殺」で訴えた。 | 指姦毒殺           |
| ⑨ | 地方事    | 陳開虞  | 康熙2年（1663）江寧府知府        | 嫁と息子のふみあいに巻き込まれて噛まれた姑が、嫁がその兄と姦通したと誣告。                        | 姦通（兄妹）         |
| ⑩ | 窩賭有據等事 | 陳開虞  | 康熙2年（1663）江寧府知府        | 自分を賭博で訴えた相手を夜に家に入ってきたと訴えた。                                   | 夜に入室           |
| ⑪ | 冒死鳴冤等事 | 文德翼  | 崇禎年間、嘉興府知府             | 下男が死去、その妻が主人を訴えた。                                            | 夫を殺した、自分の娘を淫した |
| ⑫ | 姦拐傷化事  | 賈國楨  | 康熙5年（1666）蕭山縣知縣        | 再婚に伴うお金を約束どおりに拂わなかったため、弟婦の再婚について、訴えた。                        | 夫の死後すぐ再婚       |
| ⑬ | 佔殺朋害事  | 李之芳  | 順治5年（1648）金華府推官        | 人妻が姦通しているとの張り紙。                                              | 張り紙            |
| ⑭ | 斬姦肅化事  | 賈國楨  | 康熙5年（1666）蕭山縣知縣        | 妻に春を賣らせるようなふりをしつつ、強姦と訴え。                                     | 強姦             |
| ⑮ | 玷陷抄屠事  | 傅爲霖  | 康熙6年（1667）松江府通判        | 赤子の遺棄死體を見つけた男が、寡婦が産んだ私生兒だと言い立てた。                             | 姦通と乳兒遺棄        |
| ⑯ | 姦殺大冤事  | 許天榮  | 康熙6年（1666）杭州府通判        | 夜に品物の代金を取りに來た男を姦殺で訴えた。                                       | 姦殺             |

※『資治新書』・『資治新書二集』より作成、官職と着任年については以下の各資料による。康熙『紹興府志』卷29、職官表三、推官。道光『寶慶府志』卷15、職官表四、邵陽縣知縣。『清代職官年表』北京：中華書局、1980年、學政。嘉慶『揚州府志』卷38、秩官四。光緒『嚴州府志』卷11、官師、淳安縣知縣。乾隆『江寧府志』卷16、歷官表中、知府。光緒『嘉興府志』卷36、官師、推官。康熙『紹興府志』卷30、職官志四、縣令、蕭山。嘉慶『松江府志』卷37、職官表、通判。乾隆『杭州府志』卷62、職官、通判。

表一に掲げた案件名を見ると、それ自體には「誣姦」という語彙を含んでいないので、元の判牘では「誣姦」と名付けられたり分類されたりしてはいなかったのではないかと推測する。では、『資治新書』および『資治新書二集』で示された表題と元の判牘における表題には違いがあるのだろうか。管見の限り、表一に示した一六件中の二件を他の判牘に見出すことができる。第一は⑥の「通姦事」であり、『折獄新語』卷四に「一件通姦事」として、第二は⑬の「估殺朋害事」であり、『棘聽草』卷五に「按院一件爲估殺朋害事」として收録されている。<sup>(26)</sup>一六件中の二件にすぎないが、この二件を見る限り、基本的に元の判牘において附けられていた案件名を用いていることが窺える。つまり、「誣姦」としてこれらの案件を分類したのは元の判牘を記した地方官ではなく、李漁である可能性が高い。

表一から裁いた人と官職および着任年について見ていく。李漁が「皆、名官僚の新しい原稿であり、古臭いものは一字も收めていない」と誇っているだけあって、年代は明の崇禎年間から『資治新書二集』の成立した康熙七年（二六六七）までである。裁いた人の官職を見ると、知縣、同知、通判、推官、知府、學政などである。場所は顏堯揆が湖南邵陽縣知縣を務めた際の案件（②）④を除けば、江蘇（⑦、⑨）⑩、⑮）または、浙江（①、⑤）⑥、⑧、⑪）⑭、⑯）である。浙江が九件と過半数を占める。李漁が浙江金華府の出身であり、杭州にも長期間居住したことなどから、浙江の案件が集まりやすかったのではないだろうか。

次に、案件を具體的に分析する。まず、大きく分けて、「誣姦」されたという訴え（⑤、⑧、⑬）と、根據なく姦通を訴えたというもの（①）④、⑥）⑦、⑨）⑫、⑭）⑯）の二種類がある。『資治新書』や『資治新書二集』では姦通等を誣告する訴えばかりでなく、「誣姦された」という訴えをこれらの項目に入れていることがわかる。

では、具體的に内容を検討していく。訴えの内容別に見ていくと、姦通（④、⑥、⑨、⑮）、強姦（②、③、⑦、⑭）、姦殺（①、⑯）、張り紙（⑤、⑬）、夜に入室（⑩）、再婚（⑫）、指姦毒殺（⑧）、分類困難（⑪）であり、姦通と強姦が四件ずつと最も多い。李漁は強姦が裁きにくいのに對して和姦は裁きやすいと述べている。そこからすると、強姦のほうが訴え

やすそうに思えるが、この表を見る限りでは、合意のうえでの姦通を訴えることも少なくない。妻の嘘の証言(④)、疑わしい場面の目撃(⑥<sup>29</sup>)、書き付け(⑨<sup>30</sup>)、乳児の死體(⑮)と、一定の証言・證據もある。

強姦は既遂ではなく強姦されそうになったとの訴えではないかと思われるが、自分あるいは自分の妻に對する犯行と訴えているのに對して、姦通の場合は④が妻、⑨が嫁であるものの、⑥や⑮のように關係のない間柄の人々同士での姦通を訴えるものが見られる。⑫の再婚は案件名のなかに「姦拐」という言葉があることから、判牘には姦通についての記述がないものの、告訴の時點では姦通のうへの誘拐だという主張を盛り込んでいたのであろう。

案件名を分析すると、「姦」を含むものが七件(①、③、⑥、⑫、⑭、⑮、⑮)、<sup>(31)</sup>「淫」を含むものが一件(⑦)、「冤」を含むものが四件(④、⑤、⑪、⑮)、「命」を含むものが二件(①、⑧)、「殺」を含むものが二件(⑬、⑮)である。殺人(未遂を含む)の訴えを加えているものは、四件(①、⑧、⑪、⑮)である。「姦」と「淫」を含むものが合計八件と全體の半數を占めるとはいえ、「窩賭有據等事」(⑩)のように、姦通沙汰と無關係の内容を案件名にしているものもある。したがって、案件名だけではなく内容を見て分類していたことが窺える。

注目すべきは、姦通關係に加えて殺人や殺人をもくろんだと訴えても「誣姦」として分類されていることだ。殺人は姦通や強姦よりも重大な犯罪であるにもかかわらず、これらの案件(①、⑧、⑪、⑮)が人命事件の誣告の項目に分類されなかったのはなぜか。逐一考えてみよう。

①は死んだ娘(既婚)が義理の弟に姦殺されたとの訴えである。娘が殺されたと判定するにはその動機である姦通意圖の事實が前提でなければならないため、殺人の誣告というよりはむしろ姦通の誣告として捉えられたのであろう。⑧では妻が虐待されているものの、誰も死んでいない。「指姦毒殺(姦通だと言いつて毒殺しようとした)」は、虐待を大袈裟に表現しただけのものだろう。⑪では姦通關係の誣告に加えて夫を殺したとの誣告をしているが、姦通關係の誣告のほうが重視されている。詳しい状況を史料から読み取することは困難だが、おそらくは夫の死亡時期は訴えよりもかなり前のことだ

ったのではないか。⑬では「姦殺」と訴えたが、誰も死んでいないので、深刻には受け止められなかったものと思われる。これらの訴えが人命事件の誣告に分類されなかった理由をさらに明らかにするためには、人命事件の誣告の項目に分類された訴えについても考察しなければならぬ。人命事件の誣告三二件の案件名には「姦」、「淫」などを含むものはない。ただし、『資治新書二集』卷一六、判語部、人命五、假命誣訴に収録されている「人命劇冤事」(李之芳)は筆者の考える「誣姦」である。この案件は既婚の女性が自殺したことをきっかけに、自殺でなくその夫と嫂の姦通を目撃したことで打ち殺されたのが真相だと女性の叔父が訴え出たことによる。しかし、この案件は「誣姦」ではなく「人命」の項目に収録されている。姦通と殺人・殺人未遂の訴えの雙方を含む案件は李漁からは「誣姦」に分類される傾向にあったが、案件名に「人命」が入っているために、「人命」の項目に入れられたのではないか。

もう一つ注目したいのは、これらの案件の中の「誣姦」は捏造した誣告と見なされたのか、それとも單なる根據のない訴えと表現されたのか、という点である。判牘は檔案と異なつて、生の裁判文書ではないが、自分の裁きが妥當であることを主張する表現を含んでいる。そのような表現の下、「誣姦」とはどのようなものかを見る。

誣告とするものは、八件(①、③、④、⑦、⑩、⑫、⑭、⑮)<sup>(33)</sup>である。他方、證據が不十分だとするのは二件(⑪、⑫)であり、「信ずるに足りない」と見なしている。つまり、李漁が「誣姦」に分類した案件には誣告と表現されている案件と根據の不十分な訴えであると表現されている案件の雙方が含まれていた。<sup>(34)</sup>

さて、表一に挙げた案件について、最後に概要を整理しておくことにする。案件は大きく分けて姦通關係の誣告をしているものと、誣姦されたと訴えているものの二種類があった。訴えの内容には和姦と強姦が多かった。案件名に目を向ければ、「姦」あるいは「淫」を含むものが半数を占めた。逆に言えば、案件名に「姦」や「淫」が含まれていなくても、内容が當てはまれば「誣姦」と分類されることがあった。姦通と殺人・殺人未遂の訴えの雙方を含む案件は「誣姦」に分類される傾向にあったが、人命に分類されたものもあり、一貫しているとはいえない。また、ここに分類された案件には

事實を故意に歪めた誣告であると表現されているものばかりでなく、根據の不十分な案件も含まれていた。

## 二 官箴書から見た「誣姦」

### (一) 誣 告

官箴書は地方官や幕友などのためのマニュアルである。官箴書において、誣告がどのように記載されているかを分析することで、裁きに當たる者が誣告にいかに対處すべきだと考えていたかを知ることができる。些細な事柄を大袈裟に訴えたり誣告したりするなどの問題についてはほとんどの官箴書に何らかの注意が記されているといっても過言ではない。一六世紀中頃から後半に湖北長樂縣知縣や河南道監察御史として活躍した吳遵は役所の門に誣告は三等を加えて處罰する旨を張り出すという對策を提示している。<sup>(35)</sup> 實際に起きた誣告の訴えを嚴格に處罰することも、誣告を防ぐ一つの方法であった。一八世紀末、浙江、安徽、貴州で同知や知府を務めた張經田は次のように述べている。

もし原告の訴えが事實であれば當然被告を罪に問うべきであるが、原告の訴えが虚偽であれば、原告を反坐の條で處罰しなければならぬ。必ずどちらかが處罰されるのである。最近の裁判に當たる者はただけりをつけようとする。判決が覆るのを恐れて、往々にして調停して折り合わせ、曲げて言い逃れをさせ、寛大に決着をつける。これが誣告の風潮が日増しに盛んになる理由である。<sup>(36)</sup>

また、前述の『居官寡過錄』の撰者である胡衍虞も反坐にしなければ誣告を抑止できないと次のように主張する。

ただ訴訟を止めるよう命じるだけで厳しく反坐到問わなければ、奸人は訴訟に勝てば人を制することができ、負けても自らを損なわないと思い、何憚ることなく、その技術を試すであろう。<sup>(37)</sup>

彼らがこのように記したのは、地方官が寛大に扱ってくれるだろうとの推測のもとで大膽に誣告を行う人々がいたからである。一七世紀後半に山東巡撫を務めた周有徳は、山東省の民が「朝廷の立法が厳しくても、取り調べの官僚は寛大で、誣告した人を全て反坐到問うとは限らないから、身をもって試してもかまわないと思う」<sup>(38)</sup>ことを嘆いている。

このような人々を全て反坐到にすれば、多くの人が重刑を受けることになるので、李漁のように人命事件以外は必ずしも反坐到させなくてもいいとするなど、臨機應變の對處が必要だとする主張もあった。地方官たちは反坐到せれば厳しすぎる處分となり、そうしなければ誣告が増えてしまう事態の間で葛藤した。なかには誣告をどう處罰するかで迷うよりは、そもそも裁判を受理するのに慎重になるべきだ、とする意見もあった。<sup>(39)</sup>どちらかに重い處罰を下すのが適切でないと思われる案件は初めから受理しなければ處罰する必要も生じない。受理する案件を絞り、事實ならば訴えられた者を處罰し、虚偽ならば訴えた者を反坐到せるというルールを嚴守すれば、誣告を減らすことが可能である、というのである。一九世紀初に地方官を歴任し、訴訟を減らしたことで名高い劉衡は次のような方針を示した。

告訴狀は輕々しく受理してはならない。受理すれば必ず審理し、審理すれば斷じて取り下げを認めてはならない。

……どうしても受理せざるを得ない案件だけ受理し、すぐに召喚して取調べ、事實とわかれれば處罰し、虚偽とわかれれば誣告として處罰し、斷じて裁判の取り下げを認めてはならない。……州縣官が受理した案件の取り下げを認めないことは、訴訟をやめさせ、誣告をさせないようにするための一つの道である。<sup>(40)</sup>

まずは告訴状の受理自體を慎重にして、どうしても受理せざるを得ない案件以外は認めない代わりに、受理した案件は必ず誣告であるか事實であるかを確かめ、どちらも處罰しないという結果にならないようにするというのが劉衡の勧める對策である。しかし、それに従って訴訟をなるべく取り上げなければどうなるだろうか。周知のように、告訴状に大袈裟な内容を盛り込んだり誣告をしたりする大きな要因は、地方官が裁判の受理に消極的だったためである。そこから考えると、訴訟の受理を減らすことは必ずしも誣告の抑制につながるとは限らなかった。誣告をどう抑制するか、誣告に對して適當な處罰はどの程度かということは畫一的に判斷できる問題ではなかったうえ、誣告は訟師同様、非難され續けるものでありながら、當時の訴訟にはテクニクの一つとして缺かせないものでもあった。つまり、誣告への對處はバランスの取り方が重要であり、唯一最善の答えが見出せるようなものではなかったのである。

## (二) 「誣 姦」

前述のように、誣告に對してどのような處罰が妥當であるかは多くの地方官が頭を悩ますところであった。「誣姦」には往々にして女性の名譽が關係するため、事はさらに重大であった。地方官は正しく處罰を下す裁判官としての責務と同時に、貞節な女性を顯彰する責務も負っていたからである。

李漁が述べたように、和姦や賣春を強姦と訴えることは少なくなかった。一七世紀後半に山東および直隸の知縣を努めた黃六鴻は「姦通について告訴するのに、強姦だといわない者はない」と述べる。<sup>(41)</sup>逆に強姦において、和姦だという場合もあった。一九世紀後半に湖北各地の地方官を務めた方大湜は「本來は強姦であるのに、悪者は重い罪を避けて軽い罪だけで済ませようと考え、往々にして強姦を和姦だとかまかして免れようとする」と指摘している。<sup>(42)</sup>

李漁が姦通關係の事件を曖昧に裁くことに納得しなかったように、乾隆年間の幕友、王又槐も姦通沙汰の裁判が女性にもたらす影響に着目し、「姦通沙汰は最も誣告や捏造が容易である。合意の上の姦通と強姦では罪名の輕重がかけ離れて

いる。もし正確に審議してしっかり判別しなければ、淫婦は貞節であると言い張り、烈女は無駄死にすることになる<sup>(43)</sup>と、正確な裁きを下すことを勧めていた。

しかし、姦通関係の事件は真相が明らかにならないものが多く、それを取り沙汰することはかえって女性の名譽に疑いを投げかけることにもなりかねなかった。乾隆年間に幕友として活躍した萬維翰は「姦通関係の事件や疑わしい男女関係は最も「真相が」わかりにくい。寛大な心を持つて、女性の名節を保つようにするべきだ。確かな根拠がなければ、それは「指姦」なので處罰しないのであり、軽々しくあら探しをしてはいけない<sup>(44)</sup>」と、確かな證據がなければ事を追究しないほうがむしろ女性の名節のためだと述べている。

官箴書や判牘の姦通関係案件の中で頻繁に使われるのがこの「指姦」という言葉である。明律では、「姦通を現場以外で捕らえること、および指姦の場合は問題にしない<sup>(45)</sup>」とあり、この律文は大清律例、卷三三、刑律犯姦にもそのまま引き継がれている。明律のこの律文について、一六世紀中頃に刑部郎中を務めた雷夢麟は「姦通現場で捉えたのでなければ、その事には證據がない。某と某が姦通したと言い立てても、それには證據がない。ゆえに皆、處罰しないのである<sup>(46)</sup>」と解説している。姦通が事實か否かを問わず、確かな根拠がなく姦通を言い立てることを「指姦」とするのである。實際の裁判に当たっては、官僚の間で「指姦」であるか否かで判断が分かれることもあったが、少なくとも姦通現場で取り押さえたような場合には「指姦」という言葉が用いられることはなかった<sup>(47)</sup>。以上のように、姦通関係の案件は虚實を明確にさせることが困難な場合が多く、また無理にそれを暴くことで関係者の評判が損なわれる恐れもあった。この「指姦」という便利な言い方があることが、「誣姦」の特徴といえる。地方官は姦通関係の疑わしい案件を裁く際に「指姦」を使用することで、誣告か否かの判断を免れることができたからである。

本節で見てきたのは、官箴書が「誣姦」についてどのような對處法を示していたかであった。これらは指南書の性格を持つ官箴書に示された對策であるため、人間関係、誣告内容、訴訟の發端などの條件が一つ一つ異なる現實の案件への對

處のあり方とは必ずしも同じでない。次節では判牘から、現實の「誣姦」の裁判に對する地方官の對處法について見ていくことにする。

### 三 判牘から見た「誣姦」

#### (一) 判牘に描かれた「誣姦」の特徴

本節では判牘に描かれた「誣姦」について検討する。前節で見てきたように、姦通關係の事件や疑わしい男女關係は真相を究明することが最も困難とされていた。また、誣告や證據不十分な訴えに對して、どういった判決を下すのが妥當かについても意見が分かれていた。本節では實際の訴訟がいかにして虚偽ないし證據不十分なものと判斷され、その結果どのように處理されたかについて見る。

先述のように、「誣姦」は名譽や評判と絡み合っていた。そのうえ「誣姦」は關係の近い者の間でしばしば發生した。姦通關係の事件は通りすがりの他人よりも近隣や親戚などの間で起こることが多かったからである。このような近い人間關係の中で起きた疑わしい事件、ことに男女關係を外部の者が判別することは至難の技であった。訴えを受理しないことも誣告を防ぐ一つの手段ではあったが、姦通關係の訴えには往々にして地方官の心が動かされそうになる性質があった。それについて、一九世紀末に江西建昌縣知縣を務めた董沛は次のように記している。

調べると建昌縣の家庭關係の訴訟の大半は夫の兄弟が「自分と」姦通しようとしたが従わなかったという、人の心にしみいるような中傷であり、かつ生々しい訴え（「浸潤膚訴」）をもって言葉にしているが、「これは」訴訟の受理を拒んだためである。<sup>(48)</sup>

ここで使われている「浸潤膚訴」という言葉は論語の「浸潤之譖、膚受之愬（それとなく人の心にしみいるような中傷や、肌へ直に受けたような生々しい訴え）」<sup>(49)</sup>に由来する。聰明とはどういうことかについて尋ねられた孔子が「浸潤之譖、膚受之愬」を正しく判断できるなら聰明だと答えたというのである。つまり、「浸潤之譖、膚受之愬」は人の心を動かし、正しい判断を難しくする性質がある中傷・訴えということだ。この表現を、董沛が夫の兄弟が姦通を追ってきたという訴えに用いていることから、彼がこのような訴えに正しい判断をすることの難しさを認識していたことが窺える。

さらに「誣姦」は女性の名譽ばかりか家の體面にまで關わるという特徴がある。具體的なイメージをつかむために、地方官が家庭内の節操に關わる事件に際して頭を悩ませた事例を紹介する。道光年間の山東省において、夫とその家族が妻の姦通を言い立てて實家へ送り返したため、實家側が役所へ訴え出た。<sup>(50)</sup>夫側が嫁と姦通したと證言するように男を買収していたことや、嫁が泣くばかりで答えようとしなかったこともあって、知縣にとつては難問であつた。それでも、知縣が姦通はなかつたのではないかと思つた第一の理由は夫側が姦通した兩人を縛りあげたうえ、護送に多くの人間を用い、ことさらに言いふらして、耳目を集めたことであつた。役所に訴え出たのは夫ではなく嫁の實家側であるが、夫の家が特に姦通を宣傳して歩くようなことをしたのが知縣の目には不自然に映つた。それは嫁の姦通が婚家の名譽をも傷つける事態だつたからである。怒りで即座に嫁を殺してしまったのでなければ、ひそかに嫁を實家へ送り返すのが普通で、近隣に姦通を觸れ歩いて自分の家の體面まで傷つけるのはおかしいと感じたのだ。同族や姻戚に對する「誣姦」は訴え出た者の評判をも下げる可能性があつた。

地方官がこのような繊細な問題をはらんだ姦通關係の訴えを裁くときには、慎重にバランスを取ることが求められた。以下、このような「誣姦」の特徴をよく表していると思われる案件、すなわち妻や嫁に他の男が手を出そうとしたとする訴えに着目して、地方官が自分の裁きが適切であることを判牘上でどう表現しているかについて分析してみたい。

## (二) 妻との姦通や妻への強姦未遂の誣告

第一節に掲げた表一の④に、夫の唐倫が妻の鄒氏が唐國祥と密通したと訴えた事例がある。唐倫は唐國祥が同姓であるにも関わらず、自分たち夫婦を奴婢扱いすることに恨みを抱いていた。そこで唐國祥が自分の妻と姦通したと訴えたのである。鄒氏は夫が誣告罪に問われるのを恐れて、唐國祥と密通したと證言した。しかし、地方官はこれを誣告だと判断した。その理由は次のように記されている。

法廷で取り調べてみると、夫の倫は障害があることがわかった。その妻に夫に従いたいかと尋ねると、妻は共白髪を誓い、その節操は凜として犯すべからざる様子であつた。もし國祥と本當に密通したのであれば自然と情が生まれるはずである。ならば、妻がどうして夫に従いたいと思うだろうか。また、どうして國祥について「不利な」證言をすることを望むだろうか。<sup>(51)</sup>

妻が障害のある夫と添い遂げたいと望んでいること、姦夫に對して不利な證言をしていることから、密通したならばあるはずの情がなく、妻が自分も處罰される和姦を認めたのは「夫が誣告の罪に坐すことを恐れた」のだと考えられた。證據もなく姦通を言い立てる「指姦」ではなく、「誣」という言葉が用いられているが、誣告した夫と嘘の證言をした妻ではなく、誣告された唐國祥が杖刑となった。それも「國祥を杖刑にしなければ、倫夫婦の恨みを晴らすには足りない」という表現がなされている。誣告された唐國祥が處罰されたのは、同姓であるにも拘らず夫婦を奴婢扱いしたのが不當だとされたからである。同姓など、何らかのつながりのある集團の中で起きた「誣姦」は、訴え出た内容以上に、日頃の振舞い全體が妥當であつたか、人間関係がどうであつたかも考慮されていたように思われる。それは「誣姦」よりも訴訟當事

者たちが今後うまく折り合いをつけていけるかということが重視されていたことを示唆している。

李漁が強姦の證據として衣服や帽子が提出されたとしても、それらは盗んできて證據として使っているだけかもしれない、また隣人が聲を聞いていても確定しがたいと述べているように、性犯罪には確たる證據が乏しい。目撃者がいなければ、衣服や帽子は證據としては不十分だった。<sup>(52)</sup> 崇禎二年（一六二九）から八年間、北直隸潛縣の知縣を務めた張肯堂の『啓辭』には族叔が妻を強姦しようとしたと訴えた案件がある。隣人が女性の罵る聲を聞いたうえ、強姦未遂の證據として帽子が提出された。しかし、この案件は「信すべき「理由」が十のうち一、疑うべき「理由」が十のうち九」<sup>(53)</sup>と考えられ、誣告で反坐させることもなければ、強姦で處罰することもなかった。張肯堂が強姦未遂の訴えが十分に立證されていないと感じた理由は、判牘の中で次のように説明されている。

徐九經の主張によると、自分は外で野宿し、妻の曹氏だけが家中におり、徐對は「徐九經が」いなくなるのを見てや  
つてきたというのだから、九經はこの事件を目撃していない。曹氏を呼んで尋ねると、夜に徐對が刀を持って入っ  
きたが、叫び聲をあげると幸いにして隣人が驚いて起きたので、徐對は慌てて逃げ去った。なお、毛織の帽子をつか  
みとつたので證據とするという。そこで帽子を徐對の頭に合わせてみると善く合わなかった。徐對がいくらずるがし  
こいとしても、帽子が人に取りられるだろうと豫測して、他人の帽子をかぶつてきて罪を逃れようとするはずはあるま  
い。<sup>(54)</sup>

妻が強姦されそうになったと訴え出た徐九經は自分でこの出来事を見ていないこと、また證據として提出された帽子が  
犯人とされた男性と合わないことが挙げられている。李漁は強姦の證據として衣服があっても、信用しきれないと述べて  
いたが、このケースではさらにその證據であるはずの帽子が訴えられた男性の頭と合っていなかったのである。強姦され

そうになった曹氏以外に、この事件を目撃した者はいない。では、信すべき理由はどこにあるか。それは隣人の證言であつた。

ただ、隣人の徐騰文等に尋ねてみると、みな曹氏が罵つて追ひ拂う聲は聞いたが、暗闇の中でそれが誰だかはわからなかつたという。これが、事件があつたと信すべきとした一「の理由」である。<sup>(55)</sup>

この案件に對する處罰はどうであつただろうか。疑うべき理由が十分の九であれば、處罰の十分の九が告訴した側に與えられたのだろうか。處罰についてのバランスがどのように示されていたのかを見てみよう。

「訴えられた」徐對もまた十分に自己を律してはいなかつたのであるから、訴えはことごとく誣告だつたわけではないので、しばし反坐を免ずる。強姦しようとしたという確かな證據がないので、法律の條文を引くことは難しい。當日の事情を酌量して、徐對に一杖を與えれば、この一件を終わりにするに足る。<sup>(56)</sup>

このように、疑わしい訴えをした側は「ことごとく誣告だつたわけではない」ことから、處罰を免除されている。そして、訴えられた徐對が軽いとはいへ罰されている。みだらな行爲を言い立てて證據が不十分だつたのであるから、「指姦」に含めても良いのではないかと思われるが、「誣告」であることを表現しつつ、訴えられた側を罰している。證據不十分な訴えであっても、訴えられた側が罰される場合もあつたことが窺える。

一方、康熙二十四年（一六八五）から浙江臨安縣知縣を務めた施宏の判牘を収めた『未信編二集』の卷六「淫棍強姦等事」は同じく、妻が強姦されそうになったと訴えた案件だが、誣告した側が處罰された。誣告されたのは先ほどの案件と

は違って隣人である。

正月一七日に、父子二人が隣人と殴り合いになった。二月九日になって、息子はその隣人が自分の妻を辱めようとしたと訴え出た。一九日には息子の妻が隣人に押さえられて齒が抜けてしまったと訴えた。施宏がこの訴えを誣告だと見なした理由は、次のように表されている。

各證人を取り調べると、殴り合っているのは見たが、強姦しようとしたのを捉えたのは見なかった、この日は勝が郇氏の齒が抜けてしまったというのを聞かず、勝の妻が側にいるのを見もしなかったと皆が答えたのである。これでは、強姦の律で罪に問うことは難しい。強姦がもし事實なのであれば、朝食を待たずに訴え出るはずだ。なぜ半月も遅れたのか。齒がもし抜けたのであれば、訴えの際に、一番の證據として示したはずだ。なぜさらに半月も遅れて訴えに加えたのか。<sup>(57)</sup>

この記述から判断すると、誣告だと判断したのは、證言と訴えのタイミングゆえである。先ほどの事例でも、證言は大きい役割を果たしていた。この案件では男同士の殴り合いは見て、強姦されそうになったという女がそこにいるところを見た者は誰もいなかった。

その判決は息子に「責め」（具體的には不明、杖刑か）を與え、父親は老いているため體刑を免除して、學校の修理のために松の木一〇株を提供させる處罰で決着した。先ほどの二件と違って、誣告した側が罰されているが、それでもどちらかと言えば教訓的な意味合いの強い處罰であって、反坐させてはいない。

判牘に描かれた「誣姦」は正しい判断を誤らせかねないほど、人の心を動かす性質を持っていたうえに、女性の名譽や家の體面にまで關わっていた。第一節で述べたように、誣告を厳しく處罰しないことで誣告が増加する可能性があったが、

嫁や妻に手を出した、あるいは出そうとしたとの訴えは、誣告や證據不十分と見なされても、反坐にされていなかった。それどころか、誣告された側が處罰されている事例も見られた。訴えが眞實ではないと考えた理由は證言、證據、人間關係などを總合的に判斷した結果であつた。明清時代の判牘に見られる數多くの「誣姦」事例はこのような背景の中で生み出されたものだったのである。

### (三) 判牘と訴訟を起こす人々

前節で見たように、官箴書の中では誣告に厳しい處罰を下したり、役所の門に張り紙をしたりして、誣告すれば結局損をすることを戒めとすることで誣告を抑制しようとしていた。しかし、現實の判牘では誣告した側が處罰されないケースが少なくなかつた。このことは訴訟を起こす側の人々によつても認識されていたのだろうか。

訟師祕本は政府からは好ましからぬ書物と見なされたが、訴訟文書を書くこととする者にとつてはたいへん便利なものであつた。<sup>(58)</sup>その一つに萬曆二九年（一六〇一）刊行の『新刻摘選增補注釋法家要覽折獄明珠』（以下、『折獄明珠』と略す）がある。<sup>(59)</sup>それを見ると、疑わしい姦通關係の訴えについて、告狀・訴狀・審語（判決）がセットになつて載っている。告狀は甥が嫁を強姦しようとしたのを姑が目撃したというものであり、訴狀は甥が誣告されたことを主張している。審語の内容は次のようである。

孔侯の審語。審理して明らかになつたこと。姦者が姑に捕まるのは、理として當然である。しかし、姑の吳氏は「甥が」嫁を犯そうとしたと稱するが、ならばなぜそれを閨房でなく、菜園で捕らえたのか。もし裂けたスカートのみが證據だとすれば、白晝のこともあり、絶纓の例をもつて論じることではない。狀況は疑わしくはあるが、しばし追及しないことにする。<sup>(60)</sup>

この審語を見れば、甥に對する誣告としても、明らかな強姦としても扱われず、どちらにも處罰を與えない形で處理されていることがわかる。絶纓の例とは、春秋時代の楚王の宴會において、燈火が消えた間に妃に觸れた者がいたため、妃がその者の冠のひもを切り取って犯人を見分けようとした故事を指している。

さて、この審語は實在のものなのだろうか。それを考えるのに参考になるのが、崇禎五年（一六三二）刊行の『新刻大明律例臨民寶鏡』（以下、『臨民寶鏡』と略す）<sup>(61)</sup>である。この書物は明律の注釋や、書類のサンプル、判牘などをまとめている、官僚や胥吏の便覧のような性質を持っている。撰者の蘇茂相は萬曆二〇年（一五九二）の進士で戸部尙書や刑部尙書を務めた。<sup>(62)</sup>この『臨民寶鏡』卷七の上段の姦情の項目に「誣姦」と題して收録されている案件は、先に見た『折獄明珠』の審語とほぼ同一である。ただし、『折獄明珠』の審語の冒頭の「孔侯審語審得」の六文字と、末尾にふされている絶纓についての註は『臨民寶鏡』にはない。また、『折獄明珠』ではセットになっていた告狀・訴狀も掲載されていない。

『臨民寶鏡』と『折獄明珠』とはその刊行は後者のほうが早いと考えられる。しかし、官僚に忌み嫌われる訟師祕本である『折獄明珠』の内容を官僚の編纂した『臨民寶鏡』が引用するとは考えられない。この推測が正しければ、兩書が共に参照した萬曆二九年以前に刊行された第三の書物が存在したことが考えられる。この書が何であるか、現存するのかなどを知る手がかりは現在ないが、蘇茂相が引用しているところから見て、實在の判牘を収めた書物があつたと見る蓋然性は高い。様々な書き方の案件が收録されているところから、同一人物による判決集ではなく、『資治新書』のように複数の名士の判牘を集めたものだったのかもしれない。『折獄明珠』の告狀・訴狀の部分や裁いた人物の名前が架空のものである可能性は否定できないものの、審語については實在の判牘に基づいてたとひとまずは考えられる。

『折獄明珠』は絶纓についての註を加えることで、知識のない者にも審語の意味がわかりやすくしている。また、訴える側は裁く側の見ていた『臨民寶鏡』と同一の審語を参照することができたうえ、告狀・訴狀の事例まで見ることができた。実際には誣告した側を重く處罰するとは限らなかったことを示している判牘が、こうやって訟師祕本に取り入れら

れ、それを通じて人々に伝わっていたのであった。それは誣告を厳しく反坐させると過大な處罰を受ける人が多くなりすぎる、あるいは親戚や隣人など關係の近い者同士が今後もうまくやっていけるようにしなければならないという地方官のバランス感覚と配慮が、訴訟を起こす人々に利用されていたことを示唆している。その意味で、「誣姦」はまさしく當時の訴訟のありかたをよく表現している事例ともいえるのである。

## おわりに

本稿では、「誣姦」の持つ意味を官箴書と判牘という二つの史料から考察してきた。『資治新書』・『資治新書二集』に収められた誣姦および姦情の誣告について見たところ、案件は大きく分けて姦通關係の誣告をしているものと、誣姦されたと訴えているものの二種類があった。訴えの内容で多いのは姦通と強姦であった。注目すべきは、誣告だと表現されているものと、根拠が十分でないと表現されているものの両方が含まれていることである。これは「誣姦」を考えるうえでの重要な手がかりとなる事実であった。官箴書や判牘などに用いられる「指姦」という言葉は、姦通沙汰を誣告することに加えて、證據不十分で姦通沙汰だと言い立てることも指していた。性的犯罪では目撃者が乏しくなりがちなうえ、證據が残りにくいために、實際に起きた性犯罪であるか、あるいは誣告であるかを立證することが難しかったのである。判牘から、代表的な「誣姦」内容である妻や嫁に對するみだらな行いの訴えを取り上げて見たが、その中でもはつきりした「誣告である」との宣言よりも、誣告であることが人間關係、證言などから窺えるという趣旨の表現が用いられた。疑わしい訴えに直面した地方官たちは反坐させれば厳しすぎる處分となるが、そうしなければ誣告が増えてしまうという現實の間に葛藤した。「誣姦」は當事者たちの體面に關わるうえ、近い人間關係の中で起きることが多かったため、その取り扱いには慎重にならざるを得なかった。それゆえ證據不十分な訴えをしたからといって厳しく處罰するのではなく、總合的状況を考慮して處罰を下した。このような判牘は訟師秘本にも取り入れられた。つまり、訟師秘本を通じて、判牘に示され

たような地方官の配慮が訴訟を起こす側にも傳わり、「誣姦」をする人々を増す場合もあった。「誣姦」とはまさしく、誣告という行爲がある意味避けられない當時の訴訟のあり方を背景として生まれてきたといえよう。

## 註

- (1) 夫馬進「中國訴訟社會史概論」(夫馬進編『中國訴訟社會史の研究』京都大學學術出版會、二〇一一年)。
- (2) 夫馬前掲「中國訴訟社會史概論」六一頁。
- (3) 谷井陽子「なぜ「冤抑」を訴えるのか——明代における告狀の定型」(前掲『中國訴訟社會史の研究』所收)二四四頁。
- (4) 夫馬前掲「中國訴訟社會史概論」八頁。
- (5) 中村茂夫「清代の判語に見られる法の適用——特に誣告、威逼人致死をめぐって」『法政理論』(新潟大學)九卷一號、一九七六年、一八頁。
- (6) 中村前掲論文、二〇頁。
- (7) 中村前掲論文、一六頁。
- (8) 滋賀秀三『清代中國の法と裁判』創文社、一九八四年、一四五頁。
- (9) 三木聰・山本英史・高橋芳郎編『傳統中國判牘資料目錄』汲古書院、二〇一〇年、i頁。
- (10) 中村前掲論文、喜多三佳「清律における誣告の罪の規定について」『鳴門教育大學研究紀要(人文・社會科學編)』六卷、一九九一年、喜多三佳「清律誣告條にみる法意識——とくに被誣告者以外の人が誣告が原因で死亡した場合の處罰及び人を陥れる意圖の有無が判決に及ぼす影響に關して」『鳴門教育大學研究紀要(人文・社會科學編)』七卷、一九九二年。
- (11) 訟師についての研究は数多いが、英語文獻にMacaulay, Melissa, *Social Power and Legal Culture: Litigation Masters in Late Imperial China*, Stanford, Calif.: Stanford University Press, 1998がある。中國語文獻に黨江舟「中國訟師文化——古代律師現象解讀」北京、北京大學出版社、二〇〇五年がある。日本語文獻に川勝守「明末清初の訟師について——舊中國社會における無賴知識人の一形態」『九州大學東洋史論集』九號、一九八一年、川勝守「明末清初における打行と訪行——舊中國社會における無賴の諸史料」『史淵』一一九輯、一九八二年、夫馬進「明清時代の訟師と訴訟制度」(梅原郁編『中國近世の法制と社會』京都大學人文科學研究所、一九九三年所收)、夫馬進「訟師祕本『蕭曹遺筆』の出現」『史林』七七卷二號、一九九四年、夫馬進「訟師祕本の世界」(小野和子編『明末清初の社會と文化』京都大學人文科學研究所、一九九六年所收)、唐澤靖彦「清代における訴狀とその作成者」『中國社會と文化』一三號、一九九八年などがある。
- (12) Liang, Linxia, *Delivering Justice in Qing China*, Oxford: Oxford University Press for the British Academy, 2007.

この中では、知縣の裁判という觀點から誣告という訴訟テクニックについて説明している。

- (13) 五味知子「誣姦」與貞節——以晚明至清前期的判牘爲中心『近代中國婦女史研究』一七期、二〇〇九年。

- (14) 同右。

- (15) 胡衍虞『居官寡過錄』四卷、乾隆四〇年（一七七五）、東京大學東洋文化研究所藏。胡衍虞については『居官寡過錄』の自序および、乾隆『太谷縣志』卷四、科目の情報を總合すると、以下のようなことが知られる。胡衍虞は山西の太谷縣の人。康熙一一年（一六七二）の拔貢であるが仕官しなかった。友人が知縣として赴任することになり、餞別として名地方官の文章を集めて『居官寡過錄』を作った。自序は康熙三四年（一六九五）に書かれた。乾隆年間になってその友人の孫である吳忠誥によって刊刻された。重訂本で撰者として記されている「盤嶠野人」は彼の號である。
- (16) 烏爾通阿『居官日省錄』六卷、同治一二年刊、東京大學東洋文化研究所藏。

- (17) 李漁『資治新書』一四卷首一卷、『資治新書二集』二〇卷。李漁は字を笠翁、謫凡といい、萬曆三九年（一六一一）〜康熙一十九年（一六八〇）頃の人である。本籍は浙江の蘭谿縣であるが、育ったのは南直隸の如皋縣であった。鄉試を受験するも合格せず、杭州、南京などで文を賣って生計を立てた。劇作家としても著名である。『資治新書』および『資治新書二集』の成立について、『李漁全集』（杭州、浙江古籍出版社、一九九一年）の「點校說明」によつ

てまとめる。『資治新書』は康熙二年（一六六三）に刊刻され、『資治新書二集』は康熙六年（一六六七）よりも以前に成立した。現在残っている諸本には帶月樓藏版本、芥子園藏版本、經綸堂藏版本、英德堂藏版本、尙德堂藏版本、光緒二〇年上海圖書集成印書局刊本がある。現存する諸本のうちで、比較的良好なのは帶月樓藏版本と芥子園藏版本であり、『李漁全集』は本文と評語が比較的整っている帶月樓藏版本を底本として、芥子園藏版本、經綸堂藏版本、光緒二〇年上海圖書集成印書局刊本を参考に用いている。本稿においてはこの『李漁全集』に収められたものを基礎とし、『明清法制史料輯刊』（北京、國家圖書館出版社、二〇〇八年）所收の芥子園藏版本と照らし合わせることにする。

- (18) 『資治新書』題詞「余友李子笠翁慨文日盛、政日衰、取近代名公卿官牘彙成一書、爲宦海津梁、名資治新書」。

- (19) 『資治新書』卷首、論人命、凡七則「小民之敢於誣告者、自謂我以人命告、官府原不以人命聽、不過戶婚田產口角致爭之別名耳。勝則可以服人、害亦無損於己、何所憚而不爲」。

- (20) 『資治新書』卷首、論人命、凡七則。

- (21) 『資治新書』卷首、論姦情、凡五則「有其初原屬和姦、迫事發變姦、因姦成怒、而以強姦告者。有因爭寵失好、由愛生妬、由妬致爭、而以強姦告者。有親夫原屬賣姦、因姦夫財盡力竭、不能飽其谿壑、又戀戀不捨、拒絕無由、故告強姦以圖割絕者。又有報讐雪怨、而苦於理屈詞窮、不能保其必勝、故用妻子爲苦肉計硬告強姦、令彼無從置辨者。此

等詐妄之情、實難枚舉」。

- (22) 『資治新書』卷首、論姦情、凡五則「即云喊救之時聲聞於外、有隣佑止耳目可憑、捉姦之際、情迫於中、有奪獲之衣帽可據、然隣佑止聞聲音、不能以耳代目、衣帽雖云合體、奚難以竊盜爲攘。聽訟者於此、將以爲眞也、而坐姦夫以死、則公道日誦、而姦僞日滋。將以爲僞也、而坐原告以誣、則善教愈衰、而淫風愈熾。每見慈祥當事遇此等疑獄、皆以不斷斷之、置姦情于不問、但訊其以他事致爭之由、或責被犯之招尤、或懲原告之多事。誠以強姦重獄、審實即當論死、不若援引他情、朦朧結局」。

- (23) 五味知子「貞節」が問われるとき——『問心一隅』に見る知縣の裁判を中心に『中國女性史研究』一七號、二〇〇八年。

- (24) 『資治新書』卷首、論姦情、凡五則。

- (25) このような李漁の考え方を紹介したうえで胡衍虞は『居官寡過錄』卷三、姦情において、「姦通した場所で捕らえたのでなければならぬ」というのは、他の事を原因として姦通だと言いがかりをつけるのを防ぐためだ。捕らえる人が必ず夫でなければならぬというのは、他人が姦通を誣告するのを防ぐためだ」と反論している。

- (26) ⑥の「通姦事」は『折獄新語』卷四に「一件通姦事」として収録されている案件と同一である。しかし、『折獄新語』は李清が寧波府推官として関わった裁判を記したものであり、『資治新書』のいう竹綠滴とは異なる。『資治新書』は初刻の時には、逐一作者についての説明がされてい

たわけではなく、また翻刻の際にも篇目はあっても本文がない、本文はあっても篇目がない、作者の名が不明、作者の名に異同があるなど、篇目と本文との對應關係を整えなかったという（前掲『李漁全書』一六卷「點校說明」二頁）。なお、『折獄新語』の案件は「李映碧」、あるいは「李心水」が裁いた案件として『資治新書』中に収録されているが、役職名などは示されていない。また、李清の二つの字「映碧」、「心水」が統一されずに用いられていることなどからして、作者整理が不十分な状況である。このようなことから、⑥の「通姦事」の作者についても、正しくは李清である可能性が高いのではないだろうか。

- (27) 李之芳『棘聽草』二〇卷、順治十一年刊、東京大學東洋文化研究所藏。

- (28) 『資治新書』自題詞「又皆名宦新稿、不收一字陳言」。

- (29) 僧侶が尼僧に花を手渡すところが目撃されたため、「疑わしい」とされたが、調べによればこの僧侶と尼僧はいとこであり、またその花は佛前に供えるためのものであった。

- (30) 一二年前の書き付けが姦通の證據として提示されたが、最初の訴えでは何一つこのことに觸れられていなかったことや、筆跡が日ごろのものとは大きく異なることからあやしいとされた。

- (31) 『資治新書』・『資治新書二集』の姦情一〇一件全體（『資治新書』五五件・『資治新書二集』四六件）の中で、案件名に「姦」を含むものは三四件で、全體の三三パーセントになる。「淫」を含むものは四件なので、それらを含むと

合計三八件になり、全體の三七パーセントを占める。

- (32) この三二件は、『資治新書』卷九、判語部、人命六、假命誣詐類、『資治新書二集』卷一六、判語部、人命五、假命誣詐に收められたものである。人命全體で見れば『資治新書』卷九、判語部、人命三、威逼類、姦殺二命事と人命四、誤殺誤傷類、仇姦殺命事の二件に「姦」が含まれているが、二二四件（『資治新書』一四五件・『資治新書二集』七九件）中の二件であり、一パーセントにも満たない。註(31)で述べたように、姦情の中で案件名に「姦」や「淫」を含むものは全體の三七パーセントと、その差は明白である。

- (33) 八件中、四件(①、③、④、⑩)は「誣」という言葉を使用し、残りの四件は他の言葉を用いて誣告であることを表している。

- (34) 他の六件はいずれかに分類できるような用語を含んでいない。

- (35) 『初仕録』卷一、刑屬、嚴告計（吳遵『初仕録』一卷、明崇禎刊本）。

- (36) 『勵治撮要』卷一、嚴治誣告「如原告所告屬實、則當問被告以應得之罪、所告屬虛、則當律原告以反坐之條。原無中立之勢。近日辦案家但求了事。惟恐翻案、往往調停遷就、曲爲開脫從寬完結。此誣告之風所由日熾」。『勵治撮要』一卷は張經田撰、嘉慶一五年序抄本。撰者は湖南の湘潭縣の人、乾隆四十六年（一七八二）の進士で、浙江、安徽、貴州で府の同知や知府を務め、その後、貴東兵備道、貴州糧儲

道などを歴任した（『國朝耆獻類徵初編』卷二一一、監司七）。『勵治撮要』の自序は貴州省思南府にて書かれたものであり、思南府の署知府就任當時に記したものである。『居官寡過錄』卷一、詞訟、嚴反坐「然徒懸息訟之令、而不嚴反坐之條、則奸人之心以爲吾之訟勝固可以制人、負亦不至損己、何所憚而不試其長技乎」。

- (38) 『資治新書二集』卷九、文告部、列單止訟論「只說朝廷立法雖嚴、問官行法必恕、未必誣告之人個個反坐、不妨以身試之」。

- (39) 訴訟の数を減らすためには訴狀そのものを受け附けない、あるいは訴狀を受理する前に略式裁判にかけるなどの手段があったという（夫馬前掲「中國訴訟社會史概論」二三～二四頁）。

- (40) 『州縣須知』卷一、理訟十條「狀不輕准。准則必審、審則斷不許和息也。……其有不能不准之案既經批准、即應喚來審、訊實則究治、虛則坐誣、斷斷不准告息。……州縣官既准之詞不許告息、其亦息訟而杜誣告之一道乎」。劉衡『州縣須知』一卷附居官一卷、刊年不明。劉衡は江西の南豐縣の人。嘉慶五年の副榜貢生、廣東や四川で知縣、知州、知府などを務める。河南開歸許兵備川務道に拔擢されるも、まもなく病となり、歸郷を願ひ出た。

- (41) 『福惠全書』卷一九、刑名部、姦情鞠姦「凡告姦未有不以強稱者」。

- (42) 『平平言』卷三、強姦「本強姦也而姦匪避重就輕、往往飾強爲和、希圖倖免」。方大湜『平平言』四卷、光緒一八

年刊。方大湜は湖南省の巴陵縣の人。生員の身分で、巡撫胡林翼の軍に従っていたところ、推薦を受けて咸豐五年（一八五五）に湖北省黃州府廣濟縣知縣となった。その後、湖北省襄陽縣署知縣、湖北省宜昌府知府、湖北省武昌府知府などを経て、直隸按察使、直隸署布政使、山西布政使に至った。

- (43) 『辦案要略』卷一、論犯姦及因姦致命案「夫姦情最易誣捏。強與和罪名輕重懸殊。若不審辨察核分晰清楚、則淫婦冒認貞節、烈女徒死溝壑矣」。

- (44) 『幕學舉要』卷一、姦情「姦情曖昧、最不易知。務存一分寬厚之心、保全婦女名節。苟無確據、即爲指姦勿論、不可輕易吹求」。

- (45) 『大明律集解附例』卷二五、刑律八、犯姦の律に「其非姦所捕獲及指姦者、勿論」とある。

- (46) 『讀律瑣言』卷二五、刑律、犯姦、犯姦「若非姦所捕獲、是其事無憑。及指稱某與某通姦者、是其說無憑。皆勿論」。

- (47) 「指姦」であるか否かについて地方官の判斷が分かれた事例を紹介する。夫が姦通した妻を殴り殺した案件について、初審の知縣は姦通現場で姦通を押さえたのではないから「指姦無據」とした。一方、再審に当たった毛達（順治一六年「一六五九」の平陽府推官）は、姦通自體は明らかなのであるから、「指姦」ではないと述べている（『資治新書二集』卷一八、判語部、姦情五、因姦致殺、人命事）。

- (48) 『晦闇齋筆語』卷一、王呂氏呈詞判「查建昌地方凡屬家庭涉訟者、大率以夫兄夫弟調姦不從浸潤膚訴爲言、希圖朦

准。董沛は浙江の鄞縣の人。光緒三年（一八七七）の進士、江西で知縣を歴任した。『晦闇齋筆語』六卷のほか、『吳平贅言』八卷、『汝東判語』六卷、『南屏贅語』八卷などの判牘を著した（『續碑傳集』卷八一、文學六）。

- (49) 『論語』顏淵第二。この箇所の日語譯については吉田賢抗譯注『新釋漢文大系 論語』明治書院、一九六〇年、二六〇頁、および、木村英一譯注『中國古典文學大系論語孟子 荀子 禮記（抄）』平凡社、一九七〇年、六二頁を參考にした。なお、兩氏の解釋は清代において『論語』解釋の主流となっていた朱熹の『論語集註』に基づいている。

- (50) 「問心一隅」卷上「逐婦明冤」。詳しくは五味前掲「貞節」が問われるとき——「問心一隅」に見る知縣の裁判を中心に——一六一―一九頁を參照。

- (51) 『資治新書』卷一一、判語部、姦情八、誣姦類、勢奪大冤事「及當對簿、見倫乃殘疾之人。問氏果愿從其夫、氏則誓同偕老、其冰霜之操、凜不可犯。若國祥果與姦宿、其情自密、氏亦何有於倫而甘心隨之。亦何忍於國祥而甘心證之」。

- (52) ただし、目撃者がいた場合には、衣服や防止は證據として認められた。例えば、一七世紀末に寧波府知府に就任した張星耀の『守寧行知錄』には、夫が姦通現場を目撃して、男を取り押さえようとしたが、もみ合いの末に男が逃げ出し、その際に抜け落ちた辮髪や寢臺の上に遺していた衣服が證據の品とされている案件がある（『守寧行知錄』卷二〇、讞語、默劣蒸婦）。

- (53) 『當辭』卷三、徐對「然可信者十之一、而可疑者十之九」。
- (54) 『當辭』卷三、徐對「據九經之執詞、謂已則露宿於外、而其妻曹氏獨處於中、對姑瞰亡而往、則茲事九經實未目擊矣。呼曹氏而問之、則云是晚持刀而入、幸以急呼驚起隣人、對倉皇遁去。猶攬得其氈帽爲據。乃帽與對首實不相符。夫對卽神姦、豈能預料此帽之必爲人得、而取他人之帽以爲飾罪計哉」。
- (55) 『當辭』卷三、徐對「獨是詢之隣人徐騰文等、咸聞曹氏有冒逐聲、然昏夜不辨何人、此所爲可信者一也」。
- (56) 『當辭』卷三、徐對「然對亦疏於律已矣、告不盡誣、姑免反坐。姦無確據、難引正條。酌當日之情而予對以一杖、亦足畢此一案矣」。
- (57) 『未信編』二集』卷六、讞語部下、淫棍強姦等事「審訊各證、僉供見相毆、未見捉姦、是日未聞勝言郚氏毀齒、且未見勝妻在側也。則是強姦之律、難以懸坐矣。夫強姦果眞、控宜不待朝食。何遲至半月乎。齒果撇落、控宜首指以證。何遲又半月而始補投乎」。
- (58) 夫馬前揭「訟師祕本『蕭書遺筆』の出現」一五頁。
- (59) 清波逸叟『新刻摘選增補注釋法家要覽折獄明珠』四卷、萬曆一九年刊、國立公文書館藏。
- (60) 『折獄明珠』卷三、姦情類、告強姦「孔侯審語。審得。姦從姑捉、理固然也。吳氏既稱姦媳、胡不捉姦於房幃、而乃捉姦於菜園乎。若區區以裂裙作證、吾恐白晝之事、未可以絕纓例論也。情涉狐疑、姑免究」。
- (61) 蘇茂相撰・郭萬春註『新刻大明律例臨民寶鏡』一〇卷首三卷末三卷、崇禎五年序刊本、東京大學東洋文化研究所藏。
- (62) 乾隆『晉江縣志』卷九、人物志一、列傳。

THE MEANING OF *WUJIAN* 誣姦, FROM THE RECORDS  
OF JUDGEMENTS AND MANUALS FOR GOVERNING  
OF THE MING AND QING DYNASTIES

GOMI Tomoko

This study considers the meaning of the word *wujian* 誣姦 on the basis of two written sources, judicial records 判牘 and manuals for governing 官箴書. Cases of the use of *wujian* in the *Zizhi xinshu* 資治新書 and the *Zizhi xinshu erji* 資治新書二集 can be roughly divided into two types: false accusations 誣告 of adultery and those who appealed against false accusations of adultery. The contents of many of the suits involved either adultery 姦通 or rape 強姦. It must be noted that they included both those called false accusations and also those that were deemed as having insufficient evidence. This fact is an important clue when considering the meaning of *wujian*. The word *zhijian* 指姦, which was used in manuals for governing and legal judgments, meant in addition to the false accusations of adultery, it indicated an accusation of adultery when the evidence was insufficient. As witnesses to sexual crimes tended to be few and evidence difficult to obtain, it was difficult to prove whether a sexual offence had actually occurred or it was an false accusation. Based on the legal judgments, I dealt with legal suits against wives and daughters-in-law for lewd contact, which are representative of false accusation of adultery, but among them statements revealing intimations of false accusation could be seen in the human relations and testimony were more frequent than any clear assertion of a “false accusation.” Local officials directly faced with dubious claims were caught in a dilemma — the reality that if an false accuser were to be given the same penalty as that that would be meted out to person found guilty of the original charge, the punishment would be too severe, but if that was not the case, then the number of false accusations would increase. However, as “*wujian*” was related to the reputation of those involved and it was often the case that it occurred between persons in close relationships, handling the matter had to be done with great care. That being the case, one could not mete out severe punishment just because an accusation with insufficient evidence had been made, the general circumstances had to be carefully considered and proper punishment prescribed. These kinds of legal judgments were incorporated in popular “secret manuals for litigation masters” 訟師祕本. In short, through the secret manuals,

the considerations of local officials as seen in the legal judgments was conveyed to the accusers' side and in some cases the number of people making "false accusations of adultery" (*wujian*) increased. It can be said that *wujian* 誣姦 was the product of the nature of contemporary lawsuits in which false accusations were in some sense unavoidable.

## **THE SHIFT FROM JAPAN COPPER TO YUNNAN COPPER: REGARDING THE TURNING POINT IN QING DYNASTY'S SYSTEM OF COPPER PROCUREMENT**

UEDA Hiroyuki

The aim of this study is to clarify the course of the gradual shift during the decades of the 1720s and 1730s of the source of copper procured for the Baoquan 寶泉 and Baoyuan 寶源 mints, which were the major producers of copper coins for the Qing government, from Japan copper to Yunnan copper.

The Yunnan provincial government, which attempted to both secure profit margins through the consumption of Yunnan copper and the stability of the conversion rate between copper coinage and silver through the control of the minting of copper coins, took advantage of rapid assessments of various movements of the two mints regarding copper procurement to aggressively sell Yunnan copper. Examining the situation of the influx of Japanese copper and the actual copper procurement at the time, one sees that the comprehensive shift to Yunnan copper during this period was but one possible option. Moreover, the Qing government, which seldom responded to problems other than costs, did not plan to procure the Yunnan copper nor the various provincial governments that ordered the provision of copper for the two mints ever once request the procurement of Yunnan copper themselves.

Nevertheless, the fact that the procurement of copper was consolidated into a single source of Yunnan copper was precisely the result of Yunnan provincial government's aggressive moves. Limiting the discussion to specific examples that are dealt with in this article, it can be said that in terms of a stable bureaucratic system, the system of central authority of the Qing dynasty functioned as a catalyst, promoting the finding of areas of compromise among the three entities, i.e., cen-